

島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の**販売**は
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の
還付は
令和13年3月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…

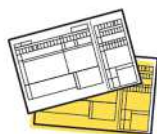
令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代わる納付方法について

令和8年4月からは、下記により納付をお願いします。

納付書・納入通知書での納付



県から交付を受けた納付書・納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。

お問い合わせ先

島根県商工労働部雇用政策課産業人材育成係

電話：0852-22-5304 E-mail：koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

